

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2240号及び第2241号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2240号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2241号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「旭区白根特定番地地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2240号】

- (2) 「旭区白根特定番地地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して請求された別紙1の記載内容に該当する保有個人情報」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2241号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2240	平成31年1月17日	平成31年1月29日	平成31年1月31日	平成31年2月25日	個人	横浜市長
2241	平成31年1月31日	平成31年2月12日	平成31年2月18日	平成31年3月15日	個人	横浜市長

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2240	「旭区白根特定番地地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第5条第3項に該当</b></p> <p>（実施機関においては、審査請求人からの本件開示請求を含む一連の開示請求等に対応するため、多大な労力を要しており、その結果、実施機関の</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
		<p>他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしている。また、審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、本件開示請求を含む一連の行為は、害意に基づくものと認められる。</p> <p>したがって、本件開示請求は、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。）</p>	
2241	「旭区白根特定番地地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して請求された別紙1の記載内容に該当する保有個人情報」に該当する文書（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">個人情報非開示</p> <hr/> <p><b>権利の濫用に該当</b></p> <p>（実施機関においては、審査請求人からの本件本人開示請求を含む一連の開示請求等に対応するため、多大な労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしている。また、審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、本件本人開示請求を含む一連の行為は、害意に基づくものと認められる。</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）には権利の濫用について明文の規定はないが、権利の濫用が許されないことは法の一般原則であって個人情報本人開示請求に対しても適用されると考えられるところ、本件本人開示請求は権利の濫用に当たるものといわざるを得ない。</p> <p>したがって、本件本人開示請求は、権利の濫用に該当する請求として請求を拒否することとし、これを非開示とした。）</p>	原処分 妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2240	<p><b>《本件処分に至る経緯》</b></p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年に</p>

答申 番号	判断の要旨
2240	<p>は市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行い、さらに開示請求等に対する開示決定等（以下「開示決定等」という。）について繰り返し審査請求を行っている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、本件開示請求に係る開示請求書の記載のとおり、別紙1の記載内容に該当する行政文書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書は土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であると判断し、本件開示請求はこれまでの一連の開示請求等の延長上にある開示請求であって、情報公開条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示としている。</p> <p><b>《情報公開条例第5条第2項該当性について》</b></p> <p>ア 権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典（第4版）」（有斐閣））。</p> <p>横浜市の情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（情報公開条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような情報公開条例の目的に即した適正な請求を行うべきことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。</p> <p>具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。</p> <p>イ 実施機関の横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引によれば、実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。</p> <p>(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>ウ 本件開示請求について、実施機関は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する開示請求であって、これまでの一連の開示請求等の延長上にある開示請求であるとし、さらに、一連の開示請求等の多くが上記イ(ア)から(エ)までの基準を満たしているとした上で、一連の開示請求等を総合的に評価して開示請求権の濫用禁止規定に該当するとして本件処分を行っている。このような実施機関の主張を踏まえて、当審査会では、次のとおり検討した。</p> <p>エ まず、審査請求人の一連の開示請求等の状況につき、弁明書、実施機関の説明及び資料</p>

答申 番号	判断の要旨
2240	<p>等を当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。</p> <p>(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書及び保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、少なくとも1,221件の開示請求等を行っている。その対応に要した時間は、実施機関の資料によれば、合計2,315時間以上となっており、極めて多大な時間であることが認められる。</p> <p>(イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、文書にほとんど目を通さず数時間にわたり自説を主張する、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じていない。</p> <p>(ウ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行っている。</p> <p>オ 上記事実によれば、実施機関においては、審査請求人の一連の開示請求等に対応するために上記エ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。</p> <p>また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（上記エ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（上記エ(ウ)）。</p> <p>上記エ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、一連の開示請求等につき「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。</p> <p>なお、審査請求人は、一連の開示請求等の以前にも、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して繰り返し開示請求等を行っており、当審査会は、これらのうち一部の開示請求について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1526号から第1528号まで及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1529号から第1532号までにおいて、既に権利の濫用に該当すると判断している。</p> <p>カ 次に、本件開示請求の本項該当性について判断する。</p> <p>審査請求人は、本件開示請求に先立ち、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関する行政文書の開示請求を行い、実施機関はその全部を非開示とする決定を行った。本件開示請求は、この非開示決定に関連して作成された文書の文書番号を指定してこれに係る行政文書の開示を求めていることが認められる。</p> <p>よって、本件開示請求は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象としてなされたものであり、一連の開示請求等の延長でなされた開示請求であることが認められ、本件開示請求と一連の開示請求等は、一体のものとして評価することができる。</p> <p>そうすると、本件開示請求についても、一連の開示請求等と同様に、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができる。</p> <p>したがって、本件開示請求は、権利の濫用に当たり、本項に該当する。</p> <p><b>《別紙1の記載内容》</b></p> <p>道道調第1165号平成31年1月10日付関連「・・・写真の通りである。」と請求した文書に対し、道道調1165号に『杭の位置を示した図面が確認されました。』と記載がある。にも関わらず、「これらの図面には、隣接する土地と道路との境界標や境界線が示されています。し</p>

答申 番号	判断の要旨
2240	<p>かしながら、これらの図面には、補正書の図面に記されたK5杭の位置に境界標は存在しませんでした。」について、既に境界線境界標杭の写真を写し道路局に送付してある。したがって速やかに①9K5杭の設置理由の開示。②公図上のK5新杭の位置を明示した文書の原議の写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示を希望す。</p>
2241	<p><b>《本件処分に至る経緯》</b></p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行い、さらに開示請求等に対する開示決定等（以下「開示決定等」という。）について繰り返し審査請求を行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書の記載のとおり、別紙1の記載内容に該当する保有個人情報である。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報は土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する保有個人情報であると判断し、本件本人開示請求はこれまでの一連の開示請求等の延長上にある本人開示請求であって、個人情報保護条例の趣旨・目的を著しく逸脱し権利の濫用に該当するとして非開示としている。</p> <p><b>《本件本人開示請求の権利濫用該当性について》</b></p> <p>ア 個人情報保護条例は、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市が保有する個人情報について本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障しているものであるが、その目的は、同条例第1条にあるとおり、「個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図る」ことにある。</p> <p>同条例第20条に基づく本人開示請求権は、個人が横浜市の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための権利として尊重されるべきものであることはいふまでもない。</p> <p>イ しかしながら、権利の行使といっても常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、形式上権利の行使としての外形を備えているとしても、その具体的な状況と実際に生ずる結果に照らし、その権利の本来の目的内容を著しく逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断され、権利の濫用と評価されることもあり得る。権利の濫用と評価されるような本人開示請求に対しては、個人情報保護条例には規定が設けられていないとしても、権利濫用の一般法理を適用することにより当該請求を拒否できると解するのが相当である。</p> <p>具体的には、本人開示請求者の言動、本人開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該本人開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、本人開示請求権の濫用に該当すると解される。</p> <p>ウ 一方、情報公開請求権については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2241</p>	<p>年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第5条第2項において、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定され、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定されている。</p> <p>実施機関は、情報公開条例上、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについて、具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解されるとした上で、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。</p> <p>(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>エ 本人開示請求権と情報公開請求権は、根拠と制度趣旨を異にするが、権利の濫用の判断については同様に解することができるのであって、情報公開請求権に係る上記ウ(ア)から(エ)までの基準は、本人開示請求権の濫用の判断基準としても妥当するものであると解される。</p> <p>もっとも、権利濫用の一般法理により本人開示請求を拒否することは、個人情報保護条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用に当たっては本人開示請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められることはいうまでもない。</p> <p>オ 本件本人開示請求について、実施機関は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する開示請求であって、これまでの一連の開示請求等の延長上にある本人開示請求であるとし、さらに、一連の開示請求等の多くが上記ウ(ア)から(エ)までの基準を満たしているとした上で、一連の開示請求等を総合的に評価して権利の濫用に該当するとして本件処分を行っている。このような実施機関の主張を踏まえて、当審査会では、次のとおり検討した。</p> <p>カ まず、審査請求人の一連の開示請求等の状況につき、弁明書、実施機関の説明及び資料等を当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。</p> <p>(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書及び保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、少なくとも1,221件の開示請求等を行っている。その対応に要した時間は、実施機関の資料によれば、合計2,315時間以上となっており、極めて多大な時間であることが認められる。</p> <p>(イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、文書にほとんど目を通さず数時間にわたり自説を主張する、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じていない。</p> <p>(ウ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行っている。</p> <p>キ 上記事実によれば、実施機関においては、審査請求人の一連の開示請求等に対応するた</p>

答申番号	判断の要旨
2241	<p>めに上記カ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。</p> <p>また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（上記カ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（上記カ(ウ)）。</p> <p>上記カ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、一連の開示請求等につき「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。</p> <p>なお、審査請求人は、一連の開示請求等の以前にも、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して繰り返し開示請求等を行っており、当審査会は、これらのうち情報公開条例に基づく開示請求の一部について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1526号から第1528号まで及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1529号から第1532号までにおいて、既に権利の濫用に該当すると判断している。</p> <p>ク 次に、本件本人開示請求の権利濫用該当性について判断する。</p> <p>本件本人開示請求は、審査請求人自らが行った一連の開示請求等の開示請求書の開示を求めているものであって、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する請求であると認められる。</p> <p>よって、本件本人開示請求は、一連の開示請求等の延長でなされた本人開示請求であることが認められ、本件本人開示請求と一連の開示請求等は、一体のものとして評価することができる。</p> <p>そうすると、本件本人開示請求についても、一連の開示請求等と同様に、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができる。</p> <p>したがって、本件本人開示請求は、権利の濫用に当たる。</p> <p><b>《別紙1の記載内容》</b></p> <p>平成29年度以降、平成30年11月16日までに請求人が開示請求した開示請求書の全数。②同旭区総務課あて開示請求書の全数。③同旭区税務課あて開示請求書の全数。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって横浜市（以下「市」という。）が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

#### （開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

- 3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

#### (本人開示請求権)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(第2項省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881